

議員発議案第2号

無年金者対策の推進を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成28年9月29日

鈴鹿市議会議長  
後藤光雄様

提出者

石田秀三  
中西大輔  
藤浪清司  
野間芳実  
大西克美  
板倉操  
藪田啓介

(提案理由)

国に対し、無年金者対策の推進を要請するため。

## 無年金者対策の推進を求める意見書

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、2012年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」に明記されたものである。

厚生労働省の推計によれば、仮に受給資格期間を10年に短縮すると、新たに64万人が受給権を得る可能性があるとしている。

諸外国における年金の受給資格期間に目を向けた場合、例えば、アメリカ、イギリスは10年、ドイツは5年、フランス及びスウェーデンは受給資格期間を設けないなど、日本は他国に比べ明らかに長いことが読み取れる。

安倍総理は、本年6月、世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し、経済の好循環を確実にするため、2017年4月に予定していた消費税率10%への引き上げを2年半再延期することを表明したが、この無年金者対策については、本年8月に示された政府の「未来への投資を実現する経済対策」において、その実施が明記されたところである。

よって政府においては、必要な財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため、早急に下記の事項について取り組むことを強く求める。

### 記

- 1 無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、2017年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月29日

鈴鹿市議会議長 後藤光雄